

相模原市監査委員公表第16号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項及び第4項の規定に基づき農業委員会事務局を対象に監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和5年10月4日

相模原市監査委員 高 梨 邦 彦

同 橋 本 慎 一

同 阿 部 善 博

同 森 繁 之

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく監査

2 監査の実施日程

令和5年4月27日から同年10月3日まで

3 監査対象

(1) 対象部局

農業委員会事務局

(2) 対象年度

令和4年度

第2 財務監査

1 監査対象事務

これまでの監査結果を踏まえ、指摘事項等があった事務事業及び科目並びに予算の執行状況を考慮し、使用料及び賃借料の支出に関する事務を選定した。

2 主なリスク及び着眼点

監査の実施に当たり、想定されるリスクを踏まえ、相模原市監査基準(平成29年相模原市監査委員訓令第1号。以下「監査基準」という。)第11条第6項第4号の規定に基づき、次のとおり主な着眼点を定めて監査を行った。

監査対象事務	リスク	主な着眼点
使用料及び賃借料の支出に関する事務	① 契約事務や検査・検収が適正に行われないリスク ② 支出が適正に行われないリスク	ア 契約相手方の選定方法は適切か。 イ 契約書、見積書等関係書類は确实かつ的確に整備されているか。 また、これらの内容は適正か。 ウ 支出は適正な時期に行われているか。

3 主な実施手続

監査基準第14条及び第15条の規定に基づき、試査を基本とし、次の手法により実施した。

(1) 書面調査

監査対象事務が法令、規則等に基づき執行されているか、次の書面等を確認した。

仕様書、見積書、支出負担行為書、契約書、報告書、請求書、支出命令書等

(2) 聞き取り調査

書面調査を踏まえ、必要に応じて担当者等に聞き取り調査を実施した。

4 監査の結果

監査基準及び令和5年度財務監査、行政監査及び工事監査(第1期：危機管理局、会計課及び農業委員会事務局)実施計画に基づき監査した限りにおいて、農業委員会事務局における使用料及び賃借料の支出に関する事務の執行は、おおむね良好と認められた。